

求人申込書

フリガナ	カブシキガイシャ ストラテジーテック・コンサルティング デジタルイノベーションセンター アキタ			
事業所名	株式会社ストラテジーテック・コンサルティング デジタルイノベーションセンター秋田			
所在地	〒 010-0001 秋田 県 秋田 市 中通2-2-32 山ニビル7階 チャレンジオフィスあきた A7号室			
代表者名	三浦大地			
連絡先	電話番号	080-8161-6716	FAX番号	なし
	Eメール	<a href="mailto:miyamoto@strategy-tec.com">miyamoto@strategy-tec.com</a>		
	担当者	部署	HR戦略本部	氏名 宮本仁桜
ホームページ	Strategy Tec Consulting : <a href="https://www.strategy-tec.com/">https://www.strategy-tec.com/</a> デジタルイノベーションセンター秋田 : <a href="https://digital-ic-akita.jp/">https://digital-ic-akita.jp/</a>			
事業内容・会社の特徴	■事業内容 コンサルティング事業、SaaSプロダクト事業、メディア事業、地方創生事業 ■会社の特徴 創業3期目、中核メンバーを募集しています。 IT経験を活かし、ITコンサルタントとして従事いただけます。数年後にIPO予定になっています。			
従業員数	当勤務事業所	0 人	企業全体	108 人
求人内容	勤務場所	デジタルイノベーションセンター秋田		
	受動喫煙対策	あり(屋内禁煙)		
	職 種	ITコンサルタント ※派遣の場合は(派)、請負の場合は(請)を職種名の先に表示ください。		
	年 齢	59 才以下 (省令 号 )		
	職務内容	ITコンサルとして、DX化を図りたい地元企業のサポートに取り組みます。具体的には、企業の課題解決に向けたコンサルティング業務に携わっていただきます。【業務内容の一例】 CIOサポート、テクノロジー活用戦略立案、情報システム戦略立案、IT資産評価、IT人材育成、IT組織戦略などテクノロジーの活用を検討されているお客様に対し、テクノロジーの活用事例、活用の可能性、効果検証など、あらゆる面からサポートいたします。		
	求人数	5 人	学歴(履修科目)	高卒・大学卒・大学院卒
	必要な経験	システム開発経験1年以上	定年制	有(60歳)
	必要な資格	不問	再雇用	有(65歳まで)
	求人内容の補足事項			
勤務条件	給 与A	月給	158,547 円～	528,489 円
	毎月定期的に支払われる手当B	手当		円
		手当		円
		手当		円
	固定残業代C	あり(55,739円～185,797円)		
	毎月の賃金 A+B+C		214,286 円～	714,286 円
	通勤手当	全額実費支給	上限150,000 円	
	その他の手当			
	賞与	(前年度実績) 年 2 回 計 2ヶ月分		
	月平均労働日数	20 日	昇給	年 1 回
	雇用期間	定めなし	試用期間	あり( 3か月間 )
	勤務時間	9:30 ~ 18:30	交替制有りの場合	~ 、 ~
	時間外労働	あり(月平均 10 時間)	裁量労働制	なし・あり( 時間働いたものとみなす)
	休憩時間	午前 分・ 昼 60分・ 午後 分	合計	60分
	休日	土日祝日、年末年始	年間休日	120 日
マイカー通勤	可 (駐車場 無 )	(自己負担 無 )		
加入保険等	雇用 労災 健康 厚生 厚生年金基金			
住 宅	特になし			
勤務条件の補足事項				
選考	選考方法	書類選考・面接(2~3回)・web適性検査		
	面接場所	オンライン面談、または秋田事業所(秋田県 秋田市 中通二丁目2-32 山ニビル7階チャレンジオフィスあきた A7号室)		
	応募書類	履歴書 ・ 職務経歴書		
	採否決定	最終面接から 10 日以内		
(注)該当する項目は○で囲ってください		受理日	2022/9/16	受理番号 01022/09001

様式第1号(第4条関係)

求人票裏面

事業所様記入欄

事業所名

株式会社ストラテジーテック・コンサルティング  
デジタルイノベーションセンター秋田

I 年齢制限について

募集・採用の際に年齢制限をする場合は、下記のいずれかの例外事由に該当する必要があります。

求人票で、年齢制限をされた場合は、下記の「例外事由」の該当する箇所に丸印をつけてください。

例外事由

- 1号 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 2号 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- 3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のロ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のハ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- 3号のニ 60歳以上の高齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る)の対象となる者に限定して募集・採用する場合

II 青少年の保護について

若者の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、若者の適職の選択並びに職業能力の開発および向上に関する措置等を総合的に講ずる「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が、平成27年9月18日に公布され、同年10月1日から順次施行されていることに伴い、次の点にご留意ください。

① 求人票不受理について

一定の労働関係法令違反があった事業所の求人を一定期間不受理とすることとなります。

② 青少年雇用情報の提供

求人申込みにあたり、次の情報の提供が努力義務となります。

- 1) 募集・採用に関する情報
- 2) 職業能力の開発および向上に関する取組の実施状況
- 3) 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

※詳しくは厚生労働省のホームページより、「青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)について」の

「ハローワークでは労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受けません!」をご確認ください。

秋田市移住定住無料職業紹介所